

J R 八戸線乗車運賃助成金交付要綱

(目的)

第1 J R 八戸線の利用を促進するため、J R 八戸線に乗車した際の運賃を予算の範囲内で助成し、J R 八戸線の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) J R 八戸線 東日本旅客鉄道株式会社が運行する八戸線をいう。

(2) J R 八戸線区間 八戸駅から久慈駅までの区間をいう。

(交付対象者)

第3 助成金の対象となる者は、J R 八戸線区間を片道又は往復利用する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号から第4号までに該当する場合は、付き添いの者を含むものとする。

(1) 3人以上で構成された団体（以下これらを「団体」という。）

(2) 高等学校（高等専門学校その他高等学校に準ずるものを含む。）又は大学（専門学校、短期大学を含む。）（以下これらを「高校等」という。）の模擬試験や入学するための試験等の会場へ移動する者

(3) 高校等が開催する見学会等に参加する者

(4) 資格免許試験等の会場へ移動する者

2 前項の規定にかかわらず、J R 八戸線を利用する用途が次の各号のいずれかに該当するときは助成金の対象としない。

(1) 通勤（企業の営利活動に伴う旅行、出張当を含む。）又は通学

(2) 国又は地方公共団体が実施する視察、研修等

(3) 宗教活動又は政治活動

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が助成金を交付することが適当でないと認めるとき。

(交付対象経費及び助成額)

第4 交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、J R 八戸線区間を片道又は往復利用するために要した経費（交付対象経費のうち全部又は一部を他の地方公共団体又は企業等から補助、助成、支給等（以下「補助等」という。）され

るときは、当該補助等を受けた額を交付対象経費から除く。)とする。ただし、八戸駅から小中野駅までの区間のみ利用した場合を除く。

- 2 助成額は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、交付対象経費の合計額とする。

(交付申請兼請求)

第5 助成金の交付を受けようとする者(団体にあつては、その代表者とする。以下同じ。)(以下「申請者」という。)は、JR八戸線を利用した日の翌日から起算して30日以内に、交付申請書兼請求書(様式)に必要な書類を添えて、会長に申請兼請求しなければならない。

- 2 申請者が未成年者であるときは、当該申請者の親権者が申請者に代わり、前項の規定に基づく申請兼請求を行うものとする。

(交付決定)

第6 会長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは交付決定通知書により、助成金の交付をしないと決定したときは不交付決定通知書により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7 会長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があつたと認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 会長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、交付決定取消通知書により当該取消しをした者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8 会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その者に対し既に交付した助成金があるときは、返還命令書により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により、助成金の返還の命令を受けた者は、当該助成金を会長が定める期限までに返還しなければならない。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを決定する。

様式（第5関係）

J R 八戸線乗車運賃助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

J R 八戸線利用促進協議会長 あて

住 所

氏 名

連絡先

J R 八戸線乗車運賃助成金の交付を受けたいので、J R 八戸線乗車運賃助成金交付要綱の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請し、併せて、交付が決定される額の助成金の交付を請求します。

交付申請額・請求額		円	
利 用 年 月 日		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
利用区間	行 き	駅 ~	駅
	帰 り	駅 ~	駅
利 用 金 額		円×おとな 人 =	円
		円×こども 人 =	円
		計	円
企業等からの運賃補助	<input type="checkbox"/>	他の地方公共団体又は企業等から J R 八戸線区間に係る運賃補助は受けていません。(該当する場合、□欄にレ点を記入してください。)	
振込口座	金融機関名		支店名等
	預金種別	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

(添付書類)

- (1) 交付対象経費の額及び J R 八戸線乗車区間が確認できる領収書又は全員分の普通乗車券等の写し
- (2) 団体名簿 (団体に限る。)
- (3) 申請者名義の振込金融機関通帳の写し
- (4) 受験票等の写し (試験等を受ける者に限る。)
- (5) 事業計画書または行程表

(交付申請書兼請求書 添付資料)

団 体 名 簿

No.	氏 名	住 所	年 齡	備 考
1	(代表者)			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				